

令和4年度第1回三浦市景観審議会

- 1 日 時 令和4年11月21日(月) 10時から12時まで
- 2 会 場 三浦市役所 第2分館 第1会合室
- 3 議 題
 - (1) 三浦市景観計画の変更について(諮問)
 - (2) 令和4年度みうら観光写真コンクールの共同開催について
- 4 報告事項
 - (1) 令和3年度中の景観法に基づく届出等の状況について
 - (2) 景観さんぽの実施状況について
- 5 出席者
 - (1) 委 員
鈴木委員、中津委員、榊原委員、矢島委員、吉井委員、佐久間委員、田村委員
 - (2) 事務局
石井都市環境部長、中村都市計画課長、鈴木グループリーダー、片田主任
 - (3) 傍聴人 0人
- 6 議題等関係資料
資料 三浦市景観計画変更案
資料1-2 三浦市都市計画審議会委員の意見に基づく景観計画変更案の新旧対照表
資料2-1 令和3年度中の景観法に基づく届出等の状況について
資料2-2 良好な景観形成事例について
- 7 議事
 - ・定刻に至り、事務局(中村課長)より、本日の資料に係る説明の後、開会を宣言しました。
 - ・委員全員(7名)の出席により、三浦市景観条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。
 - ・傍聴申出はありませんでした。
 - ・本日の議題・報告事項につきましては、三浦市景観市議会運営要領第2条の非公開事由には該当しないことを報告しました。
 - ・三浦市景観条例施行規則の規定により、鈴木会長が議長になりました。

- ・議題1の審議に先立ち、部長から会長へ諮問書を渡しました。各委員へは、事務局から諮問書の写しを配布しました。

【鈴木会長】

議題1「三浦市景観計画の変更について」、事務局より説明願います。

【事務局】

「議題1 三浦市景観計画の変更について」説明いたします。

昨年度の令和3年度第2回三浦市景観審議会で、皆様にご確認いただいた内容をもって、住民の意見を反映させるためのパブリックコメントの実施や、三浦市都市計画審議会の意見を聴くなどの景観法で定められた手続きを実施しました。

これらの結果を踏まえ、三浦市景観計画の変更案を調製しました。

この内容について、三浦市景観条例第6条第2項及び第3項に基づき本審議会の意見を聴くため諮問するものです。

まず、令和3年度第2回景観審議会以降に実施しました手続きの経過について説明いたします。

1つ目は、4月25日から5月24日まで期間において景観法第9条第1項に基づきパブリックコメントを実施しました。

2つ目は、6月末から7月上旬にかけて景観法第9条第4項に基づき景観重要公共施設の管理者との協議・同意の手続きを行いました。

3つ目は、景観法第9条第2項に基づき7月12日に開催された三浦市都市計画審議会において意見を聴きました。

これらの詳細を、それぞれ説明いたします。

1つ目の景観法第9条第1項及び第8項に基づくパブリックコメント実施の結果についてご説明いたします。

景観計画の変更にあたっては、景観法第9条第1項に「住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と規定されており、第9条第8項に「変更について準用する」と規定されていることから、令和4年4月25日から5月24日までの期間において、パブリックコメントを三浦市パブリックコメント手続実施要綱に基づき実施しました。

その結果でございますが、受付件数としては、おひとりの方から、1件のご意見がありました。

意見等は「三浦市で漁師をしていて海から陸を見ていて昔に比べて違法建築物や景観が変わっているのがよく分かります。三浦市の景観がこれ以上変わらない事を願います。」ということでした。

このご意見に対する市の考え方ですが、「三浦市の景観は、空や海や台地など多様な自然環境からなり、先人が残してくれた貴重な資源であり、財産であると認識しております。景観は、常に変わりゆくものではありませんが、後世に良好な景観を継承するため、今後も景観に配慮したまちづくりに努めてまいります。」と考えています。

この市の考え方は、三浦市景観計画の「良好な景観形成に関する方針」から抜粋した内容となっています。

なお、ご意見等と市の考え方の公表については、三浦市パブリックコメント手続実施要綱により「政策等の策定に係る意思決定を行ったとき」となっておりますので、本景観審議会からのご意見を伺ったのち、景観計画の変更とあわせて公表していく予定でございます。

2つ目の景観法第9条第4項及び第8項に基づく施設管理者である神奈川県との協議・同意の結果について説明いたします。

景観法第9条第4項に「景観行政団体は、景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項又は占用等の許可基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、当該景観重要公共施設の管理者に協議し、その同意を得なければならない。」と規定されており、第9条第8項に「変更について準用する」と規定されていることから、これに基づき神奈川県各施設管理主管課と協議・同意の手続きを行いました。

北下浦漁港から南下浦中学校地先までの三浦海岸については、施設管理主管課の河港課、三浦海岸沿線道路である国道134号・県道215号と引橋交差点から三崎口駅までの国道134号は道路管理課、漁港施設である城ヶ島大橋取付道路及び三崎漁港は水産課、それぞれに令和4年6月21日付けで協議を行い、7月6日までにこれらの主管課から同意をいただきました。

なお、北下浦漁港（上宮田地区）等市営漁港、市道310-3号等の三浦市道、小松ヶ池公園については、施設管理者と景観行政団体が同一主体の三浦市となるため、協議・同意を行うことは法令上求められておりませんが、同様に庁内各課とも協議を行い、同意を得ています。

3つ目の景観法第9条第2項及び第8項に基づく三浦市都市計画審議会の結果について報告します。

景観法第9条第2項には、「景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、当該市町村都市計画審議会の意見を聴かななければならない。」と規定されており、また、第8項において「景観計画の変更について

準用する」とあり、これらに基づき、7月12日開催の三浦市都市計画審議会にご意見を聴くため、諮問いたしました。

諮問した内容は、令和3年度第2回景観審議会でご確認いただきました景観計画変更案になります。

都市計画審議会からは、「市案のとおりで差し支えない」旨の答申をいただきましたが、その際、答申の付帯意見ではありませんが、2点、今後検討してはどうかという意見をいただきました。

1点目が、「国道134号の引橋から三崎口駅までについて、無電柱化ということは考えられないか。」ということ、2点目が、「市道310-3号の桜並木をしっかりと守るということは、整備方針のなかで言うておいた方がよいのではないか。」というものでした。

この2点について、各施設管理者と協議を行いました。

まず、道路の無電柱化については、国道134号の施設管理者の神奈川県横須賀土木事務所の道路維持課と協議しました。

神奈川県が無電柱化に係る取組概要として、無電柱化の推進に関する法律に基づき「防災」、「安全、円滑な交通の確保」、「景観形成」の観点より「神奈川県無電柱化推進計画」が策定されており、昨年度末の令和4年3月に改定されたところです。

今回の都市計画審議会での意見に対しては、横須賀土木事務所から、県の無電柱化推進計画では、この国道134号の引橋交差点から三崎口駅までの区間のうち一部が実施計画箇所として位置づけられていますが、「防災」と「安全円滑な交通の確保」の観点から定められているとの説明がありました。

また、1kmあたりの工事費用が国土交通省の試算において約5.3億円かかるという予算的な問題があるということなど、神奈川県横須賀土木事務所からは、「今回の景観計画案への記載はふさわしくない。また、神奈川県無電柱化推進計画にない他の道路についての記載もふさわしくない。」との意見がありました。

このことについては、景観法の協議・同意を行いました県庁の道路管理課にも報告し、協議した結果、県土木事務所と同様の見解であることを確認しました。

これらの協議を踏まえ、三浦市として、景観重要公共施設に指定していく国道134号の引橋交差点から三崎口駅までの整備に関する事項に、道路の無電柱化の事項は追加しないこととしました。

その他、今回の景観重要公共施設に指定する道路関係として、市道310-3号等の施設管理者である市土木課や城ヶ島大橋取付道路の施設管理者である神奈川県東部漁港事務所にもあわせて確認を行い、記載しないことを伝え、了解を得ました。

次に、市道310-3号の街路樹等植栽については、施設管理者の市土木課と協議しました。

今回の景観重要公共施設の指定にあたり道路沿いの河津桜や菜の花が、良好な景観を形成する重要な要素となっていますので、都市計画審議会での意見を踏まえ、植栽保全に関して「整備に関する事項」と「占用等の許可基準」として、景観計画変更案に追加すること、また、景観重要公共施設に指定する「小松ヶ池公園並びに市道 347-16 号及び市道 348 号」についても、同様に河津桜や菜の花が重要な要素となっているため、あわせて、植栽保全に関して「整備に関する事項」と「占用等の許可基準」を、景観計画変更案に追加することとし、市土木課の了承を得ました。

最後に「三浦市景観計画変更に係る今後の手続きについて」ご説明いたします。

本日の景観審議会において、市案のとおり差し支えない旨の答申をいただきましたら、当市の庁議を経て、指定する景観重要公共施設について、相互に連携して景観計画を運用するため、神奈川県と協定を締結してまいります。

その後、運用開始に向けた事務的な調整を横須賀土木事務所などの関係機関と進め、来年の4月から、変更した景観計画に基づく景観重要公共施設の運用を開始していきたいと考えています。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【鈴木会長】

ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、何かご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

【佐久間委員】

パブリックコメントについて、漁師の方の意見として、「違法建築物」とありますが、景観が変わるのは時間が経てば変わると思いますが、違法建築物というのは本当に違法建築物ですか。

【事務局】

このパブリックコメントについては、特定の建築物に対してコメントあったわけではないので、どの施設ということの確認はしていません。個人の方のご意見と認識しております。

【佐久間委員】

では、違法ではない可能性もあるということですか。

【事務局】

可能性は否定しません。

【佐久間委員】

もう1点あります。市道310-3号と小松ヶ池公園には、現在、菜の花が植えられていますが、この植栽は、市の土木課が行っていますか。

【事務局】

市道310-3号の菜の花につきましては、三浦海岸まちなみ事業協議会が植栽を行っています。

【佐久間委員】

はい。わかりました。

【鈴木会長】

他にいかがでしょうか。

【吉井委員】

市道310-3号の河津桜の桜並木についてですが、少し前にクラウドファンディングでお金を集めて維持管理に充てるというニュースを見ました。活動されている市民の方も維持することになかなか苦労されているというのを感じていましたが、今回、景観計画変更案として記載されている植栽の保全というのは、具体的にどういうことをするのか定まっていますか。

【事務局】

景観重要公共施設に指定した施設について、市が道路整備をするとか、事業者が電柱を建てるなど占用物を設置する際に、今ある街路樹などの植栽に影響がないよう工事を行うことなどの事前確認を行うため、今回指定したいと考えています。

【吉井委員】

資金的な補助や援助などがありますでしょうか。

【事務局】

今回、景観重要公共施設を指定するということは、今後、市が道路整備するときや、占用者が占用物を設置するときに現状の街路樹など植栽に配慮した工事計画を立て、市側と事前相談を行う仕組みとなっております。

【吉井委員】

わかりました。ありがとうございます。

【鈴木会長】

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。その他ご意見が無いということで、この議題につきましては、異議なしということで答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【出席委員】

異議なしの発言

【鈴木会長】

ありがとうございます。異議なしとのことなので、議題1「三浦市景観計画の変更について」は市案のとおりで差し支えない旨の答申をすることで決定させていただきます。

それでは次の議題に移りたいと思います。

「議題2 令和4年度みうら観光写真コンクールの共同開催について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

「議題2 令和4年度みうら観光写真コンクールの共同開催について」を説明します。

今年度につきましても例年同様に「みうら観光写真コンクールの共同開催」すること及び「みうら景観賞」の募集にあたり本審議会において、今年度のみうら景観賞のテーマの設定についてご審議をお願いいたします。

令和になってからは、三浦市の三浦市総合計画の基本構想で定める将来像「人・まち・自然の鼓動を感じる都市 みうら」からテーマを設定してきました。

ご覧のとおり、令和元年度は「三浦市のまちとくらしの風景」、令和2年度は「三浦市の自然の鼓動を感じる風景」として実施しました。

昨年度の令和3年度は、景観重要公共施設の指定に向け取り組んでいたことから「三浦市のみんなの「公共施設」」として皆様にはご審議いただいたところです。

今年度は、改めて総合計画の基本構想で定める将来像をもとに進めていきたいと考えています。

先ほど説明しましたとおり過去には、「まち」と「自然」をテーマにしてきており、「人」となるところですが、特定の個人が被写体となると、個人の承諾が必要となること

も見込まれますので、改めて「まち」に関するテーマとして「三浦市らしいまちの景観」をテーマとすることを提案いたします。

審議のほどお願いいたします。

【鈴木会長】

ただいまの説明に関しまして、何かご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

【佐久間委員】

昨年度の審議会での写真コンクールのことについて、写真自体がかなり前の写真を応募される方が多いみたいなことを伺いました。三浦市としては、観光に来て写真を撮ってほしい、観光に来て多くのことをしてほしいということがこの背景にあると思います。それで、今年も新しく写真を撮ってくださいねというような所が出せる様なところが何かあるのかどうか。本当か嘘かという件については、データを見ないと分からないとは思いますが。この点をフォローする一言があると市としてはいいと思います。10年前の写真を見て「これ、いいな」として応募されるのはどうかと思います。このことが応募してもらった際の募集のチラシにうまく表現できればいいと思います。

【事務局】

募集にあたりましては、観光協会さんと共同開催となります。募集に当たっては、昨年度写真コンクールが終わってから今日に至るまでの間に撮った物と募集要項に明記してあることと、写真の撮影年月日を募集用紙に記載する欄があります。観光協会さんと当市で確認していきます。

【佐久間委員】

それが正直かどうかという点がありますよね。

【矢島委員】

観光協会のチラシ案を作ってもってきました。

(委員にチラシを配る)

私も昨年の5月に着任して過去のことにはわかってない所もありますが、観光協会に今まで応募、入選した写真を掲載しています。私が気付いたのが、マグロ船から冷凍マグロを水揚げしている写真があります。その写真が平成何年と平成何年で異なる年なのに被写体と一緒に写真がありました。選ぶ方が気づく必要があるのですが。ただ、当時はまだフィルムで応募してきたのではないかと思います。今は、デジカメなので入選された方はデータを下さいとしています。応募をするときは紙ですけれども、入選された方はデータをく

ださいとしています。そこから撮影年月日は確認できると考えています。募集の段階では、チラシの裏に小さい記載ではありますが、応募上の注意として「未発表のもの」で「令和4年2月以降の作品に限ります」と記載しています。また、チラシの一番下の欄に撮影場所と撮影年月日を書いていただくということになっています。さらにデータを見れば分かるものとして二重のチェックができると考えています。

【佐久間委員】

作品を選んだ後にこのようなことが分かった時に、なんだよってことになりますよね。それなら、チラシのどこかに「その期間に撮ってない作品は入選となった場合でも失格になります」というような記載を入れておけば、もう少しそれに従って応募する人が増えるのではないのでしょうか。一言何か追記すればいいと思います。

【矢島委員】

失格要件を記載するようにいたします。

【佐久間委員】

そうですね。そうすると応募してくる方も応募要領に従って応募してきます。そして、また「三浦に行こう」ということにつながると思います。

【鈴木会長】

まだ応募のチラシは、出していないですか。

【矢島委員】

まだ出していないです。景観審議会事務局が提案しました「三浦市らしいまちの景観」がみうら景観賞のテーマとして認められれば出していきたいと考えています。

【田村委員】

私は昨年から景観審議会の委員をやらさせていただきました、今回が会への出席が2回目になります。観光協会さんと一緒に行っている写真コンクールになるということを知りました。このみうら観光写真コンクールという内容のものと、写真で事が済んでいると考えています。どういうことかと申しますと、例えば景観審議会景観さんぽということで写真の応募をかけたとしますと、そこに行ってみたいというのがその言葉の裏にあります。ただ、景観さんぽとしたときスムーズにいかないこともあると思います。例えば黒崎の鼻という景観ポイントがありますが、これまで漁協が通路を所有していましたが、業者が買い上げ、通路を封鎖したということがありました。勝手にキャンプを行う、ゴミを

出していくなど、困ることをされるとの業者の気持ちも理解できます。でも、通常の市民が歩くだけなら大丈夫です。でも、そこに行くのがなかなか難しい状況です。

要するに、この観光協会さんが行っているみうら観光写真コンクールでは、写真を出すということで完結してしまっているなら問題ないと思います。もし、散歩を呼びかける意味合いがあれば、なかなか難しいことが他にもあると思います。ちなみに私は、ガイド協会でガイドをしています。そして市内を歩き回っていますが、このようなことを常々感じています。ですから、具体的にはこのみうら観光写真コンクールの共同開催の方法の趣旨というものを出していただけるとありがたいです。

【鈴木会長】

ありがとうございます。

この写真コンクールの件ですけど、平成 27 年度の当初は三浦の景観資産を探すということでした。その後実際の写真の中から「みうら景観資産」を選びました。その翌年は眺望点を探そうということで、眺望点から見たら美しい風景の場所を探すということをテーマで行っていました。ところが平成 29 年、30 年からここ数年に至っては、具体的なアクションにどう繋げるのかというのがはっきりしていない状況でした。ご提案のとおり歩くというのを念頭に置いて考えた場合にはそういう審査の仕方もあると思います。事務局の方から今年度の狙いについて確認をさせていただきますか。

【事務局】

昨年度につきましては、景観重要公共施設に取り組んでいましたのでこれを題材にしました。今回景観審議会では景観重要公共施設については、議題 1 でご審議いただき、整理ができました。今回は改めて、三浦市の全体を通して「まちの景観」ということでテーマを事務局から出ささせていただいたところです。先程、田村委員が言われていた景観のさんぼについては、この後報告します「景観さんぼ」の件を念頭に置いているのかと思います。報告事項 2 の「景観さんぼ」は、国土交通省が実施する写真展としての開催です。この「景観さんぼ」と報告事項 1 の「みうら景観賞」のテーマ設定とは関係していないということをご理解ください。次回の景観審議会での写真の審査では、三浦市全体の景観から選んでいただきたい。ただ、委員のおっしゃる「誰もが行くことができる・見られる景観」でなければ、せっかく選んでいただいても他から来る人がその景観を味わえないような写真を選んでしまったら選考する意味がないと思います。

【田村委員】

ちょっと先走った言い方で申し訳なかったです。私が観光客を案内しており、一番気になるのが写真で見てその場所へ行ってみたいという観光客が多いということです。例えば、城ヶ島など危険と思われる場所もあります。「写真のこの場所に行けますよ」とイメ

ージできる写真がコンクールの中にあるとかなり問題になることがあるかと考えます。写真展として完結しておれば、全然問題はないですが、写真の場所へ行けると散歩を促すようなものとするのであれば、自分としては気になります。

【中津委員】

今の話は、非常に重要なポイントだと思います。写真を見て散歩するというのは分かりやすいところですが。写真に興味がない人からこのイベントを見ると「また、写真コンクールやってるね」ぐらいで終わると思います。例えばタイトルから写真に興味がない人でも「ちょっとこのコンクール発表会を見に行かなきゃね」と思う様な、心が動くような、何か引っかかるようなタイトルにしてもいいかと思います。いい案ではないかもしれませんが、例えば事務局案のテーマの頭に「これからの」という言葉を追加すると、過去、現在があってそこから先を考えるとなるきっかけになったりと写真を趣味とする人だけではなく、散歩することに興味がない人でも、勝手に三浦のことを決めていると感じている人達が興味を持ってくれたりだとか、写真を撮る人もこれからの三浦がどうあるべきかとか、さらにワンステップ考えてから今の三浦を再評価したり、残したい景観とそうでない景観を峻別しながら撮影のターゲットを絞ってもらえるという意味では未来に向けてのイベントが起用されるようなタイトルの付け方があっていいかと思います。

【鈴木会長】

お二人とも今のテーマ設定が大きいので、もう少し具体化したらどうかというようなご意見だったと思いますが、いかがでしょうか。

【吉井委員】

毎回議論になっているような気もしますが、タイトルを設定してもタイトルと関係なく撮った写真を、毎度決まった人が毎年応募してきているような感じもします。やはり、こういうのをやっているとならば8回目ぐらいになるので、似たような写真になってくるかと思っています。その理由としては、募集が少ない、特定の人が出している可能性があることから、このような課題があるのではないのかなと思います。ですから、このまま写真コンクールの共催を続けて行っても、極論になってしまうかもしれませんが、ずっと同じ写真が展示されて行くことになるので、今募集されている状況を踏まえた課題を整理したうえで「いつまでやっていくのか」、「どのように告知をするのか」、「どのように募集を増やしていくのか」ということを考えていった方がと思います。

【鈴木会長】

ありがとうございます。これからどうしていかってという話について、実は、事務局側と事前打ち合わせをした際にも「今後も続けていくのか」、「テーマ性でなくもっと明確にしないといけないのではないか」と意見を私も伝えさせていただいております。

【事務局】

事前打ち合わせのときに鈴木会長から同じ意見をいただきましたが、今後については、現段階でこうしていきますという様なお答えを持ち合わせていない状況です。次回の第2回の審議会で一定の考えをお示しできればと考えています。今年度につきましては、今回提案させていただいてご審議いただいているところですが、予定どおり進めさせていただければと考えています。

【鈴木会長】

この「三浦市らしいまちの景観」というテーマの件ですか、それともコンクールの開催の件ですか。

【事務局】

テーマについては事務局テーマ案にこだわるわけではなくて、今年度のコンクールの開催につきましてはこのまま進めていただきたいと思いますっております。

【鈴木会長】

テーマを絞り込むという意味で今2点のご意見が出ています。まず1点目は、これからの未来が分かるようなタイトルにしてはどうかというもの。もう1点が、歩いて楽しむという趣旨にしてはどうか。ご意見にもありましたが1点目については、「これからの三浦市らしいまち並み」というテーマで、もう1点が例えば「歩いて楽しむ三浦の景観」というテーマになるかと思います。例えば、そういう歩いて楽しむであれば、みさきまぐろきっぷで来られた方に情報が届くとか、何か工夫するとか、あるいは写真をスマホからあげてもらえるようにするとなど、若い方が来られていたりすることを想定してスマホで応募する可能性も出てくるかと思います。

【吉井委員】

今のところは募集の受付はペーパーでしか考えてないのでしょうか。その若い人を取り込んでいくのなら、データで受付してしまうとか、新たな視点の写真とか出てくるだろうし、みさきまぐろきっぷなどを利用し、若い人が来るのも見かけますので、若い人にも参加していただいた方が今までの写真と違った視点のものが出るのではないかと思います。データで募集をやるとか手続き的にも難しいですか。

【矢島委員】

現状を申し上げますと写真コンクールは写真コンクールで行っています。これは従来どおりの紙媒体で行っています。一方で、観光協会にはインスタの公式のアカウントがありますので、検索にハッシュタグ、ひらがなで「みうらたび」と入れると「公式アカウントで発表されるかも」ということをこれまでインスタを行っています。例えば、インスタ写真コンクールみたいなのをやることを今は考えていません。ただ、「ちょっとまちかどで猫を撮った」や「ソフトクリーム撮りました」みたいのとか気軽に撮った写真を投稿できるコンクールみたいなものも並列してあってもいいのかと思っています。

【吉井委員】

やっぱり景観をからめているので猫の写真だと違いますよね。わかりました。

【鈴木会長】

他に何かありますでしょうか。今回事務局提案としましては「三浦市らしいまちの景観」というのは何にフィールドバックさせたいのでしょうか

【事務局】

このみうら景観賞の目的としましては先程会長が言われたとおりで、最初は景観資産や眺望点探しなどでした。昨年度は公共施設を目的としました。その時々課題などに合わせて実施しましたが、今年度は直接結びつける目的がなく、できれば、三浦市の景観をこの企画で選んだ写真をホームページで公表することでアピールしていきたいと考えています。

【事務局】

観光協会さんには大変申し訳ありませんが、写真コンクールは観光を中心に行っていたいており、それに景観を所管する市役所都市計画課が相乗りさせていただいている状況だと認識しています。観光や集客などの議論になっているかと思えます。

【鈴木会長】

時期的にもスケジュール的にも今日決めないといけないというところがあります。現実的にどういう着地点にするかということです。観光写真コンクールの中で選んでいくとどうしても観光視点になってしまいます。みうら景観賞は、観光写真コンクールを対象として写真を選ぶ訳ではないです。事務局で選出対象の写真を事前に抽出しています。

【事務局】

昨年度であれば景観重要公共施設に関するものとして公共施設が写っている写真をあらかじめ事務局で整理してお示しいたしました。

【鈴木会長】

つまり、全体のコンクールがあり、その中で景観賞のテーマにふさわしいものを、このみうら景観賞用としてピックアップし、審査用として振り分けています。

【事務局】

あきらかに該当しないものを除いて審査をしていただいています。

【鈴木会長】

方向性について皆さんにご意見をお聞きします。とりあえず今年度はこの漠とした感じはあるかもしれないですが、事務局提案のままでよいというご意見と、もう一方で、もう少しテーマを絞り込んで狙いを明確にした方がいいのではないかということについて挙手でどちらかに挙げていただけますか。まず、事務局案の今年度は幅広に募集をかけたかどうかという方針で良いという方、挙手をお願いします。

《 4人挙手 》

ありがとうございます。わかりました。

それでは、今回は事務局の提案どおり「三浦市らしいまちの景観」で決定したいと思います。ただし、付帯の意見として、「写真コンクールの共同開催の狙いをもう少しはっきりさせた方がいいということ」、みうら景観賞の結果を景観行政にフィードバックするか明確にして取り組んだ方が良いという意見も出ましたので、来年以降は、次の審議会でその点を議論できたらいいと思います。もう一点、この話にあわせて意見があります。三浦市の景観審議会は年に2回ですけど、2回のうちの1回はこの審査にあてることになりますと、それ以外の景観行政のどうするべきかという議論する時間がかなり物理的に削られてしまいます。また、審査方法などもちょっとやり方を事務局の方でご検討いただけますか。やはり2年の任期の中で委員のみなさんの意見をしっかり行政に反映させていくときにその為の議論の時間はしっかりとるべきだと思います。これらの意見を付帯意見とさせていただきます。今回のみうら景観賞のテーマは「三浦市らしいまちの景観」で決定させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは審議事項は以上となります。引き続き報告事項となります。

それでは「報告事項1 令和3年度中の景観法に基づく届出等の状況について」事務局をお願いします。

【事務局】

続いて、報告事項になります。

1つ目は、「報告事項1 令和3年度中の景観法に基づく届出等の状況について」となります。

詳細については、資料2-1のとおりとなります。各状況件数を報告します。

手続き別行為件数は「届出対象行為」は10件で、そのうち、届出行為は8件、無届行為は2件でした。

景観ゾーニング別には、住宅地景観エリアは4件、商業地景観エリア1件、工業地景観エリアは3件、農の景観ゾーンは2件、海の景観ゾーン1件でした。このうち、1件は、住宅地景観エリアと商業地景観エリアのエリアに重複となっています。

行為別の行為の件数についてです。

これについても、手続き別から重複がありますが、建築物の建築等は2件、工作物の建設等は2件、開発行為は3件、木竹の伐採は2件、建築物の色彩の変更1件でした。

資料2-2として、配布させていただいておりますが、昨年度の届出行為のうち、1事業を抽出し、報告させていただきます。

スクリーンで表示いたしました、現在建築中の鈴木水産の超低温冷蔵庫・食品加工場をご紹介します。

具体的には、整備にあたり敷地に対して東西に道路があり、その道路に挟まれた形で超低温冷蔵庫・食品加工場が建築されています。この敷地の北側及び南側に緑地を配置することで隣接地権者に対して、建築物の圧迫感軽減を図るようにし、屋上に設置する設備を目隠しルーバーで覆うことや、さらにルーバーの色彩を外壁と同色とすることで建築物全体の統一感を図るよう協議を行いました。

以上が報告事項1となります。

【鈴木会長】

ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、何かご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

【佐久間委員】

良好な景観形成事例については分かりましたが、こういう形で都市計画課の方では今度の三浦海岸に大きなマンションができると聞いていますが、このことについても関わっていくというか、同じように進めていきますか。

【事務局】

景観条例の届出対象になりますので、同様に協議をしていくという形になります。

【佐久間委員】

もう具体的に動きか何かはありますでしょうか。

【事務局】

三浦海岸の開発事業につきましては、景観条例とは別にまちづくり条例の対象になっています。現在、事前相談書が9月7日に提出され、その後住民説明会が実施されたところです。景観条例に基づく届出に関しては今後の予定となっています。

【佐久間委員】

来年度とかですかね

【事務局】

まちづくり条例の対象と並行していきますので、いつというのは明確ではありませんが、今後同じような形で対象の準備を進めていきます。

【鈴木会長】

この案件の対象の仕方ですけど、通常は窓口で対象されると思いますが、規模によっては協議を行うという様な仕組みがあったと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

景観の対象に関しましては、開発事業であれば土地面積500㎡以上、建築物では延べ面積700㎡以上の事案について対象を行っていただいております。対象の手段としては、窓口でまず事前協議を事務局と行い、その協議結果に基づいて最終的な景観法に基づく届出をしていただくという形になります。つまり、対象の対象になる対象に関しましては事務局とすべて協議をしたうえで最終の景観法に基づく届出を出してもらいます。都市計画課とは必ず協議を行うこととなっております。

【鈴木会長】

そうですが、規模に応じて、まちづくり条例か景観条例で規模が大きなものに関しては、専門家の意見を聞くという扱いができる仕組みをどちらかの条例で作っていたように記憶がありますが、いかがでしょうか。

【事務局】

現在、景観条例の対象の中で専門家の方にご意見をいただくシステムにはなっていないということです。

【鈴木会長】

まちづくり条例か景観条例のどちらかで、何か影響の大きい行為に関してはチェックできるようにそういう仕組みを作っていたような記憶があります。ただ、ずいぶん以前のことのため、私も記憶が曖昧ですが、事務局には少し確認していただければと思います。影響の大きい行為に関して窓口だけで処理している自治体もありますが、専門家による事前協議を行う自治体も相当数あります。私もいくつかの自治体で専門家の事前協議の委員をしていますし、規模の大きいものに関しましては景観行政団体のアドバイザーとして、アドバイスするような機会があります。今、ご意見のありましたことが特に問題がなければいいのですが。その規模が大きくて周りに影響を与えるようなことが予想されるような場合は、窓口だけではなく、専門家による事前協議というような手続のルールを設けるといったことの確認、検討をしていただければと思います。

【榊原委員】

少しよろしいでしょうか。規模の大きさはどの程度でしょうか。

【鈴木会長】

規模要件は手続きに関わる要件のため、条例などで示されています。比較的高い建築物や眺望に対して大きな影響を与えることが予想される場合など、特例的なものを扱うようなケースもありますといったようなことですかね。

【榊原委員】

この数字は何で決めていますか。

【事務局】

景観条例の届出対象行為において、建築物でしたら延べ面積が 700 m²以上となります。

【榊原委員】

景観計画の 29 ページの記載内容ですか。

【事務局】

届出は、延面積 700 m²以上の建築物、土地面積 500 m²以上の開発行為等が条例手続きの対象行為になっております。市の景観手続きの中で専門家のご意見を伺うようなシステムを採用していないというのが実情です。すべての行為について都市計画課の方で協議を行い最終的な届出まで手続きを行っている状況です。

【鈴木会長】

まちづくり条例の方でそういったのはありませんでしたか。紛争解決的な意味合いで何か問題が起きたときやこのような事例が出た場合にそういう手続きを入れる事が多いですね。まちづくり条例と景観条例で別々にやってしまうとそこが二重行政に、二重の手続きになってしまいますので事業所の負担になる場合がありますのでまちづくり条例にそれを入れたと思います。

【事務局】

まちづくり条例におきましては、近隣住民との間で紛争がおきた場合に斡旋調停の手続が定められております。その中には紛争調整委員会も設置をしております

【鈴木会長】

紛争調停的な物はあるかもしれないですけど、景観が与える影響が大きい場合はその手続きに乗っかってやるということで景観条例を作る議論をしていたと思いますが。ちがいますかね。その点ご確認いただけますか。

規模が大きなもの全部窓口の職員の方が処理する形だと手続に耐えられない可能性がある。それはどこの自治体でもありますよね。そういうことも対象行為として必要な事項として考える。

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。それでは報告事項2にいけます。

【事務局】

最後に報告事項2として、「第4回関東甲信 景観さんぽの実施状況について」報告します。

これは、国土交通省関東地方整備局建政部が、「各地域が誇る景観について、より多くの方に認識してもらうとともに、関東甲信地域における景観まちづくりの充実を図ることを目的とし、令和元年度から、関東甲信1都8県内の自治体が主催するフォトコンテストの入賞作品等を一堂に集めた景観写真展を開催しているものです。

第4回は、自治体から思わず行ってみたくなる景色や、身近なまちの再発見に繋がる美しい景観が集まったようで、三浦市からは観光協会さんが行っていますみうら観光写真コンクールの最優秀作品である初声町下宮田の「出荷最盛期」の作品を提出しています。

この作品を含めた各作品は、関東地方整備局管内のうち5か所の会場で時期を区切って展示されており、本県では、10月4日から10月24日まで神奈川県庁で展示されました。

なお、三浦市は、第1回から参加しており、関東甲信の各県庁などに展示され、三浦市の良好な景観をご覧いただいています。

以上で報告をおわります。

【鈴木会長】

ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、何かご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

【田村委員】

先程申し上げたことに関連になりますが、これは実際の写真選考だけで、行事として散歩コースを設定し、そこに講師の先生を招いたことはありますでしょうか。

【事務局】

今回ご報告させていただいております「関東甲信景観さんぽ」については、国土交通省関東地方整備局が所管する各都県の自治体から写真を募集し、写真を神奈川、東京、埼玉、千葉など各都県で展示をすることで関東甲信の景観を広くみなさんにご紹介をすることとして国が実施しています。この写真を基に本当にコースを設定するかそこまでの実施にはなっておりません。

【田村委員】

例えばですが、観光協会の方でこの写真に載っている場所をコース設定して「景観さんぽ」を勝手に使うみたいなことはどうでしょうか。

【事務局】

三浦市からは各年度1枚を観光協会が、選んだ写真を国に提出しております。各自治体から集まった写真を国が展示するものとなっております。

【田村委員】

勝手にこの「景観さんぽ」ということを使用できますでしょうか。

例えば、私がコースを考え、「景観さんぽ」という題をつけて募集をかけるというようなことはできますでしょうか。

【鈴木会長】

国が実施していることのイベントの一部として実施しようというわけではないなら、特に問題はないのではないのでしょうか。私の関わっている自治体ですと景観まち歩きを必ず毎年秋に実施し、市民の方に景観の良さを知ってもらうというイベントを市民グループと

共同して実施しているところもあります。このようなイベントと連動しながら実施していくと市民の方に景観の良さが浸透していく可能性はあると思います。是非ご検討いただくと三浦の景観、まちづくりに広がっていくのではないのかと思います。

【田村委員】

イメージとしてはとてもいいイメージですが、景観審議会の委員を1年ちょっとさせていただき、具体的な動きがあまりないかと思っています。どう具体化していくのかというところに課題があるのではないのでしょうか。

【榊原委員】

田村さんがおっしゃっていることは、「景観さんぽ」という名称を付けていいかということですね。

【鈴木会長】

いま報告のあった「景観さんぽ」というのは国土交通省が名前をつけていますので、「景観さんぽ」とそのまま一般的な名前なので多少変えた方がいいと思います。是非フォトコンテストで入選作を見たとか、そういうプロジェクトを立ち上げていただけたらいいかと思います。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと本日の議題は以上になります。

特になければ司会を事務局の方にお返しいたします。

【事務局】

鈴木会長、どうもありがとうございました。

また、各委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり、活発なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

次回、令和4年度第2回審議会の日程につきましては、来年2月から3月頃の開催を予定しております。詳しい日程は、改めてお伝えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、令和4年度第1回三浦市景観審議会を閉会とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。